

## 横浜地方裁判所委員会（第32回）議事概要

### 1 日時

平成30年5月31日（木）午後2時～午後4時30分

### 2 場所

横浜地方裁判所大会議室

### 3 テーマ

裁判員制度の現状と課題～裁判員の負担への配慮と法教育等の広報～

### 4 出席者

（委員）植村稔，大友喜一郎，加藤勝，鹿子木康，梶島洋美，北川薫，新見明久，杉本朗，田中敏子，時任和子，深沢茂之，宮岡等，山口英幸，和城信幸（五十音順，敬称略）

（事務担当者）民事首席書記官，刑事首席書記官，事務局長，事務局次長，総務課長，総務課課長補佐

### 5 議事

#### (1) 新任委員の紹介

（新任委員）植村稔，深沢茂之，山口英幸，新見明久（任命順，敬称略）

#### (2) 説明者の紹介

渡邊英敬（第5刑事部部総括判事），宮本聡（第3刑事部判事），伊東智和（第1刑事部判事），野上小夜子（第5刑事部判事補），小古瀬敬一（裁判員調整官），伊藤武洋（神奈川県弁護士会弁護士）

#### (3) 委員長選任及び委員長代理の指名

委員長に植村稔委員が選任され，鹿子木康委員が第一順位の，深沢茂之委員が第二順位の委員長代理に指名された。

#### (4) 今回テーマに関する説明者の説明

- ① 小古瀬裁判員調整官による裁判員裁判関係施設の説明及び見学
- ② 渡邊部総括判事，宮本判事及び伊東判事から「裁判員制度の現状と課

題～裁判員の負担への配慮と法教育等の広報～」と題して説明

③ 山口委員から「横浜地方検察庁における広報活動」と題して説明

④ 伊藤弁護士から「神奈川県弁護士会における広報活動」と題して説明

(5) 意見交換 (発言 ■委員長 ○委員 □説明者)

○ 主として裁判員裁判の広報に関して裁判所に御質問させていただきたい点が二つあります。

横浜地裁のホームページを拝見したところ、裁判員裁判に関しては開廷期日の情報というのがホームページ上で公表されておりまして、最新では5月1日に更新されているのですが、これは裁判員裁判を見に来てくださいという広報活動の一環としてやっておられるのかどうかというのをまず一点お尋ねしたいと思います。

あともう一つですが、裁判員裁判に関する広報として、裁判員になられた方が裁判員を経験された経験談のようなものを語るという広報活動があるのかどうかということです。

私は小田原で、裁判員裁判を経験された裁判員の方と語る会に参加させていただいたことがありました。そこで裁判員の方は、負担は非常に大きかったけれども大変よい経験だったと話しておられました。

最高裁判所広報誌の「司法の窓」を拝見したところ、実際に裁判員を経験された方の声が紹介されていて、この中に、今までにない角度から色々考えることができ、仕事に生かせるよい経験だと思いましたとか、日常生活で共通のテーマで議論することが少ないので新鮮だった、違う年代や職業の人と話すことができてよかったというような経験談が書かれておりました。まさに私が聞いた小田原での語る会も、裁判員を経験された方はこのようなことをおっしゃっていて、被告人の人生を考えるということを通じて自分の人生も振り返ることができた、家族との関係も改めてどういうものなのかということを考えることができたなど、非

常にいいお話をされていました。ですので、守秘義務の関係もあるのでしょうけれども、裁判員になられた方が本当にこれはいいことだと語る  
ことができる場というのが裁判所で用意されているのかどうかというのが質問です。

さらに少しつけ加えさせていただくと、刑事裁判官の方にお伺いしたいのは、そういう裁判員になられた方々の本当によかったという生の声  
みたいなもので、これは非常に印象深いという発言などがあれば、その  
点も御紹介いただければありがたいということです。

■ 三つの点にわたる御質問でしたが、まず最初は裁判所のホームページ  
に裁判員裁判の開廷期日が載っている点について説明をお願いします。

□ 開廷期日を掲載している点ですが、広報活動の一環という位置づけな  
のかという御質問とお聞きしました。

先ほど裁判官から御説明させていただいた当庁の広報活動の一環とま  
では考えていないところではありますが、そういった一面もあるのかな  
と今、御質問をお聞きして思ったところでございます。開廷期日の掲載  
を始めた経緯については一定のニーズがあって、他庁でもそういった取  
り組みがされていて、当庁でもそれにならって実施したところではす。

ただ、委員御発言のとおり運用の結果として広報的な側面も持つこと  
になっているのかと改めて今、気付かせていただいた次第でございます。

■ 二つ目は、裁判員経験者の声をどういった場面で聞くことができるの  
かということでございます。

○ 一つ目は、裁判員アンケートで、これは全国的に定期的に集約された  
ものが公表されているかと思えます。

もう一つは裁判員意見交換会で、横浜は年6回開催しております。こ  
れは各回ごとにテーマ設定をしまして、例えば人が亡くなった事件とか、  
長期間審理を行った事件とか、そういったことに関与された裁判員の方

に任意に御参加いただいて、意見を交わしていただくという形でやって  
おります。

その集約された意見は、ホームページに載せて公表されています。

裁判員意見交換会はマスコミの方にも門戸を開いておりますし、検察  
官、弁護士の方にもそれぞれ傍聴していただいて、御意見も伺っている  
という方途でやっております。

■ 実際に経験された方の生の声を聞かせていただいて、運用の改善につ  
なげていきたいというのが目的ですね。

○ 例えば、選任手続の時期と公判の審理開始について、意見交換会で、  
すぐに審理が始まったのは大変だという御意見がありまして、こうした  
御意見を踏まえて改善していったということもあります。

ですから、裁判員経験者の方の御意見を裁判所では絶えずフォローす  
るようにしております。

■ 三つ目が実際の事件を経験した刑事裁判官に対する御質問ですが、印  
象深かった裁判員のお話は何かございませんでしょうか。

○ 裁判員候補者の方々は、やりたいと思っていらっしゃる方だけではなく  
て、義務だから仕方ないということで、余り乗り気でなくお越しにな  
る方もいらっしゃるのですが、皆さんと一緒に評議を尽くして、やはり  
参加してよかったということをおっしゃっていただけるのを聞くと、私  
としては、来ていただいてよかったと考えております。

裁判員の方が忌憚なく意見を言えたということを書いていただくのが、  
私としては一番うれしいです。

■ 裁判員の方には、終わった後、アンケート調査をしていると申し上げ  
ましたが、そこでも裁判員になる前のお気持ちを、積極的にやりたかつ  
た、やりたかった、できることならやりたくなかったといった選択肢で  
御質問をするのですが、やりたくなかったという方が多いですね。

それが、経験されますと、非常によかった、よかったという人が95%を超えるデータが出ています。達成感という心理的な要素も入りますので、一生懸命苦勞してやったので、その経験を自分自身で否定したくないというお気持ちもないとは限りませんが、それだけの方がよかったと言ってくださっているのです、やはり日常生活とは違ったところで司法の一番重要なところに生で関わっていただくことは、非常に意味があるのかと思っております。

最終的には、裁判員制度をなぜ入れたのかというところにつながっているのだらうと思うのです。

公判廷は誰でも傍聴できますけれども、評議の内容というのは、裁判官裁判時代は裁判官以外は知らなかったわけですが、そこに一般国民の方に入らせていただくというのは、最近よく言われる透明性の問題の観点で、司法を皆さん方に理解していただく非常にいい方法と言えるのではないかという気はしております。

○ 裁判員は顔を出さないことはできないのでしょうか。名前は名乗らないけれども、顔を出す意義というのはどこにあるのですか。

■ 根源的な御質問でなかなか難しい質問だと思います。

日本で裁判員法が制定された当時は御指摘のような点というのは全く議論にならなかったです。

そのような法制度を国会で議論の末、選ぶ余地は、法律的には私自身はあり得るような気がします。

○ 出すことの積極的な意義というものは、それほどないのでしょうか。

もし顔を出さないということになれば、裁判員を拒絶する人がもっと減るような気がするのです。名前を出さないといっても顔は出していて、裁判所から出たら誰も守ってくれないという、やはり抵抗を感じると思うのです。

○ 裁判体の構成メンバーが誰かというのは実は重要なことでして、当事者は選任手続に立ち会って、顔を確認します。実際に法廷でもその方々がいるかどうかというのを確認しながらやるというのが、裁判を進めていく上においては一番必要なことだと個人的には考えます。

○ 被告人もですか。

○ そうですね。同じ方がずっと関わっているということが確認できないとなりません。

○ もし同じ人が関わっているという証拠だけであれば、指紋認証のほうがいいと思います。指紋認証は顔を出すよりも、はるかに抵抗がないと思うのです。

■ 立法政策としてはあり得るのではないのでしょうか。

今の話とは違うのですが、裁判員制度でやらなくてもいい例外的な事件というのがあります。これは裁判員法で決められていまして、日本でこれまで3件か4件、実際にあったのですが、暴力団の事件ですね。

暴力団の事件で裁判員に対して危害を加えられる恐れ等がある場合、検察官から裁判所に請求があって、法律上、原則裁判員裁判なのだけれども、裁判員は入れないで裁判官だけで裁判するという事件が何件かありました。

○ 裁判員裁判の一番の目的は透明性と理解していいのですか。

■ よく言われるのは、司法の基盤に民主的な契機を入れる、つまり裁判官は最終的には内閣が任命するわけですがけれども、キャリアシステムなのでですね。弁護士任官制度とって、弁護士経験者が裁判官になる例も最近は出てきておりますが、一番多いのは、大学で法律を勉強して司法試験に通って、最初から裁判官というケースです。任命過程を見るとおよそ民主的な契機がないのです。

この辺は英米法の国とは少し違っていています。選挙で裁判官を選んでい

る国もあるようですが、そうした民主的な契機を裁判所に入れるために、一般国民に参加していただくということです。それが1点ですね。

それから、もう一つ私が思ったのは、先ほど説明したとおりで、今の世の中は透明性が非常に大事です。評議を直接お見せするわけにはいかないのですが、裁判員が参加しているということで、間接的にはなりますけれども、透明性を確保しているということです。制度を開始する頃は、裁判官が裁判員を誘導して、裁判官が望ましいと思う方向へ評議を引っ張っているのではないかとということを心配する声もあったのです。

ところが、裁判員のアンケート調査をしても、そういう声というのは私の記憶ではほとんど出なかったということなので、そこは担保されていると思っております。

- 今、お話を伺っていて、法曹三者それぞれの法教育というのはいろいろと努力されていると思いました。

実際、大学などでシビックリテラシーとかシビックエデュケーションというものをやらなければならない時代に来ていると思うので、大学と法曹の方々と連携してできないかなというのが、私の一つの意見です。

それが多分辞退率上昇とか出席率低下につながっていくと思うのですが、2点コメントしようと思います。

一つは辞退率の上昇とか出席率の低下というところで、横浜は高齢化が比較的進んでいないから辞退率が全国平均よりは低下していないという御説明があったのですが、果たしてそうなのかというところがあります。元気な高齢者の方は結構いらっしゃって、市民講座などをやったらほとんど高齢者ばかりだったということはよくあるわけです。

ただ、制度として70歳以上だったら辞退できるから大手を振って辞退しているというだけの話で、もう少し根源的な問題だと思います。

高齢化がこれから30%、40%と進んでいったら、この制度は成り

立たないのかというと、必ずしもそうではなくて、やはり工夫の仕方だと思うのです。戻りますけれども、シビックリテラシーというところをどのようにやっていくかというところの問題になるかと思えます。

もう一つは、実際に自分が裁判員と言われたらどうなのかと思ったときに、やはり仕事を休めないと思えます。

裁判員休暇のような形で大手を振って休めるよう日弁連で議員立法として出すというような動きをやっていただければ、もっと進むのかと思えます。

■ 実現はしなかったのですが、立法当時、裁判員休暇のようなものがあったらいいという意見はあったような気はいたします。

○ 裁判員の方の中には、会社にそういった特別休暇制度があるので利用されたという方も実際に何人かいらっしゃいます。

○ 個人情報の非公開、守秘義務の問題もあるかと思いますが、例えば裁判員に選ばれて会社を休むときに、どの程度まで話して休むことが可能ですか。

○ 実際は会社の方に、裁判員候補者に選ばれました、裁判員に選ばれたら何日から何日まで裁判所に行く必要がありますと、これぐらいは言っても構わないと思えます。

終わった後も、法廷で見聞きしたことや務めてみた感想は話していいということになっていまして、厳然と区別していただいています。

○ 裁判員の負担への配慮に関し、刺激的証拠の扱いについて、ここまでメンタルヘルスのサポートをされているというのは初めて知りました。

選任手続のときの事前告知というのはわかりますが、証拠調べの中での告知ということになると、裁判員の中でこの刺激的な証拠を見るのがつらいのでやめておきますということは許されるのですか。

○ それは見ないわけにはいきません。ですから、公判前整理手続という

打合せの機会に証拠の必要性等を吟味して、最小限度のもので抑えるようにしています。

今多いのは、例えば現場の写真等で死体がある場合、それをイラストにしたり、血のりを黒くしたり、刺激を与えないような形でやるということで工夫をこらしています。私が体験した中では裁判員の方から苦情を言われたことはありません。

■ 刺激的証拠の問題というのは、実は非常に難しい問題なのです。

被害者の方からは、刺激的証拠を裁判員に見せてほしいという声も出てくる余地もあるわけです。

ですから、今、公判前整理手続の中で調整しているという話がありましたが、事件によっては検察官と弁護人がかなり激しく対立する局面もあるのではないですかね。

それで、裁判所は証拠としての必要性を検討し、その証拠が審理に本当に必要であれば、ある程度刺激的であっても調べるべきということになるわけですが、それがどの程度までなら許容されるのか、白黒やイラストでいいとなるのか、弁護人の御意見もよく聞いて、裁判所が非常に苦しい解決をしているというのが実情ではないかと思います。

○ 検察官の立場としては、検察官は事実を全面的に立証する責任があつて、例えば極端なことを言うと、死刑を求刑して、この事件は死刑が相当だということを立証しなければいけないという立場にあるのです。

そのときに、裁判員に対する刺激的な証拠になってしまうという問題はある一方で、凶器はこういう凶器で、現場はこうで、死体はこうだというそのままを見てほしいというものもあります。

ですから、裁判員に対する配慮とそのままを立証したいというところとの板挟みになりながら、裁判所と弁護人と話をしながら、必要な、あるいは重要な限度でどこを調整するかというのはなかなか難しい局面が

あるということと言えます。

- 法曹三者で決めた上で、今度はそれを前提にして、どうすれば裁判員になるべくショックを与えないような証拠調べにできるのかというのを考えたときには、選任手続の中で、刺激的な証拠が出てきます、大丈夫でしょうかと聞くのですね。

それで、実際に証拠調べをするときも検察官が立証されるときには、これからこういう証拠を示しますとおっしゃっていただいて、ワンクッション置いてお見せするというのをされているのではないかと思います。この証拠調べの段階では見るのを拒否することはできません。

- 選任手続の段階でそれを伺って、辞退も認めるという扱いになるという形です。
- メンタルヘルス相談に行った方は結構いるものなのですか。

- 今、数を正確に御報告できず、申し訳ありません。これは電話でカウンセリングや健康医療相談を受けたり、対面のカウンセリングを受けることもできるものです。

では、このあたりで意見交換を終了させていただきます。いろいろと御意見をいただきましてありがとうございました。

## (6) 次回の予定

### ア テーマ

「専門的知見を要する訴訟に関する運営上の工夫～建築関係訴訟を中心に～」

### イ 開催日時

平成30年11月21日（水）午後3時30分～午後5時30分

以上